

★先於臺灣結婚再至日本登記之辦法，請參閱日台交流協會網站

台湾での結婚登記後に、日本国内で行う登記方法は[日本台湾交流協会サイト](#)をご参考ください。

★日本先行結婚登記時所需資料，請逕向日本各市(區)役所確認。

國人與日籍人士於日本登記結婚後， 臺灣登記辦法	台灣籍と日本籍の方が日本での結婚登記後に、台湾国内にて行う登記方法
方法 1. 委託本處函轉者(需約一個月) 詳見 結婚登記應備文件	方法 1. 当処を通して台湾市役所に転送(登記完了まで約1ヶ月) 結婚登記必要書類 をご参考ください。
方法 2. 雙方自行返國辦理者 一、應驗證之文件 日本戸籍謄本:三個月内核發，載有結婚紀錄。 *是否需要中譯本，請洽各戸政事務所。 二、驗證辦法: 文件驗證綜合說明	方法 2. 双方揃って台湾市役所にて提出 一、認証書類 日本戸籍謄本:発行から3ヶ月以内、婚姻記載があるもの。*中訳文の要否は、台湾各市役所にてお問い合わせください。 二、認証の手続き: 文件驗證綜合說明
方法 3. 國人單方自行返國辦理者 一、應驗證之文件 ①日本戸籍謄本:三個月内發行，載有結婚紀錄。 *是否需要中譯本，請洽各戸政事務所。 ② 中文姓名聲明書 (日籍配偶須提交三個月内發行之住民票) 二、驗證辦法: 文件驗證綜合說明	方法 3. 台灣籍の方が一人で台湾市役所にて提出 一、認証書類 ①日本戸籍謄本:発行から3ヶ月以内、婚姻記載があるもの。*中訳文の要否は、台湾各市役所にてお問い合わせください。 ② 中文姓名聲明書 (発行から3ヶ月以内日本住民票を提出) 二、認証の手続き: 文件驗證綜合說明
方法 4. 委託他人代辦結婚登記(請事先向戸政事務所洽詢可否委託申請) 一、應驗證之文件 ①日本戸籍謄本:三個月内發行，載有結婚紀錄。*是否需要中譯本，請洽各戸政事務所。 ② 中文姓名聲明書 (日籍配偶須提交三個月内發行之住民票) ③ 授權書 ※國人首次來處者需備兩吋證件照 二、驗證辦法: 文件驗證綜合說明	方法 4. 代理人による提出(事前に台湾市役所にて委託申請の可否をご確認ください) 一、認証書類 ①日本戸籍謄本:発行から3ヶ月以内、婚姻記載があるもの。*中訳文の要否は、台湾各市役所にてお問い合わせください。 ② 中文姓名聲明書 (発行から3ヶ月以内日本住民票を提出) ③ 授權書 ※初来処の台湾籍の方は証明写真1枚 二、認証の手続き: 文件驗證綜合說明
註： 1. 日籍配偶倘無法來處辦理中文姓名聲明書驗證，請親赴本處轄區内之公證役場辦理公證，始得代理申請。(取用 中文姓名規定) 2. 日本戸籍謄本經驗證後，請於30天內向戸政事務所提出。 3. 如國人為年滿18歲之男性未成年人或年滿16歲之女性未成年人，應提出法定代理人同意書。	注意事項： 1. 日本籍配偶者の方が当処に来られない場合は、事前に本処管轄内の公證役場にて公証を受けた上で、代理申請してください。(取用 中文姓名採用規定) 2. 日本戸籍謄本は認証後、30日以内に台湾市役所にて提出してください。 3. 台湾籍の方が男性18歳以下の未成年者もしくは女性16歳以下の未成年者である場合、親権者の同意書の提示が必須